

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

1 職員の給与等（職員給与実態調査の結果）

令和8年職員給与実態調査の概要	1
〈県職員の給与等〉	
第1表 適用給料表別、部局別人員	2
第2表 適用給料表別平均経験年数、平均年齢、学歴別人員構成比及び性別人員構成比	2
第3表 県職員給料表別平均給与月額	3
第4表 行政職給料表 学歴別、経験年数別人員及び平均給与月額	4
第5表 本県職員と国家公務員との給料比較	5
第6表 扶養手当の支給状況	5
第7表 通勤手当の支給状況	6
第8表 住居手当の支給状況	7
第9表 単身赴任手当の支給状況	8
〈市町村立学校職員の給与等〉	
第10表 適用給料表別平均経験年数、平均年齢、学歴別人員構成比及び性別人員構成比	9
第11表 市町村立学校職員給料表別平均給与月額	10
第12表 扶養手当の支給状況	11
第13表 通勤手当の支給状況	12
第14表 住居手当の支給状況	13
第15表 単身赴任手当の支給状況	14

2 民間の給与等（職種別民間給与実態調査の結果）

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	15
第16表 産業別、企業規模別調査事業所数	16
第17表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	17
第18表 職種別平均給与額等	18
第19表 職員給与と民間給与との比較における対応関係	22
第20表 民間における住宅手当の支給状況	23
第21表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	23
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	24
第23表 民間における定年制の状況等	25

3 生計費

第24表 福島市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和8年4月）	27
------------------------------------	----

4 労働経済指標の動き

第25表 労働経済指標	30
-------------	----

5 人事院の報告及び勧告

令和8年人事院勧告・報告の概要	33
-----------------	----

※ 各種調査の詳細な結果は福島県人事委員会事務局ホームページに掲載しています。
福島県トップページ>組織で探す>人事委員会事務局>給与
>【職員の給与等に関する報告及び勧告】 よりご覧下さい。

1 職員の給与等

（職員給与実態調査の結果）
令和8年4月1日現在

令和 8 年職員給与実態調査の概要

1 調 査 の 目 的

地方公務員法第 8 条第 1 項の規定に基づき、職員の給与の実態を把握し、統計を整備するとともに、給与制度運用の基礎資料を得ることを目的とした。

2 調 査 の 時 期

令和 8 年 4 月 1 日現在

3 調 査 の 方 法

各任命権者が作成した給与マスターファイルを基に、本委員会が本県総務部人事課の協力を得て集計した。

4 調 査 対 象 職 員

調査対象職員は、職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第 9 号）及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和31年福島県条例第56号）の適用を受ける職員（休職等の職員を除く。）である。

定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第 9 号）附則第15項により給与が決定される職員は調査から除いている。

5 調 査 事 項

(1) 職員に関する事項

部局、経験年数、年齢、学歴、性別

(2) 給与に関する事項

適用給料表、職務の級、号給、給料月額、諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当等）

第1表

適用給料表別、部局別人員

給料表 部局	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
知 事	人 4,264	人 －	人 18	人 236	人 20	人 161	人 167	人 4,866
警 察	426	3,268	－	26	－	－	2	3,722
教育委員会	210	－	146	28	－	1	1	386
高等学校等	320	－	3,915	－	－	13	－	4,248
そ の 他	79	－	－	－	－	－	－	79
計 (構成比)	5,299 (39.8%)	3,268 (24.6%)	4,079 (30.7%)	290 (2.2%)	20 (0.2%)	175 (1.3%)	170 (1.3%)	13,301 (100.0%)

(注) 部局欄の「その他」は、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局を示す。

第2表

適用給料表別平均経験年数、平均年齢、
学歴別人員構成比及び性別人員構成比

給料表 項 目		行 政 職	公 安 職	教 育 職	研 究 職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
人 員		人 5,299	人 3,268	人 4,079	人 290	人 20	人 175	人 170	人 13,301
平 均 経 験 年 数		年 18.7	年 17.0	年 23.1	年 16.6	年 26.7	年 19.7	年 14.7	年 19.6
平 均 年 齢		歳 41.1	歳 38.4	歳 46.0	歳 39.8	歳 51.2	歳 42.5	歳 37.1	歳 41.9
学 歴 別 人員構成比	大学卒	% 78.3	% 54.9	% 96.1	% 99.3	% 100.0	% 61.7	% 62.9	% 78.1
	短大卒	2.8	－	3.5	－	－	38.3	36.5	3.1
	高校卒	18.9	45.1	0.4	0.7	－	－	0.6	18.8
	中学卒	－	－	－	－	－	－	－	－
性 別 人員構成比	男 性	68.5	88.9	55.0	74.8	70.0	40.0	6.5	68.3
	女 性	31.5	11.1	45.0	25.2	30.0	60.0	93.5	31.7

第3表

県職員給料表別平均給与月額状況

(職員の給与に関する条例の適用を受ける職員)

項目 給料表	令和8年4月1日現在							令和7年 4月1日現在
	給料	地域手当	給料の 特別調整額	扶養手当	住居手当	その他	合計 (給与月額)	給与月額
行政職	円 348,917	円 501	円 12,344	円 7,819	円 10,468	円 2,565	円 382,614	円 372,492
公安職	365,299	327	2,993	13,414	6,850	4,201	393,084	376,758
教育職	429,390	12	3,338	10,266	8,642	6,829	458,477	443,744
研究職	356,797	0	8,005	7,474	11,376	2,609	386,261	374,329
医療職(一)	548,890	97,955	44,030	19,300	3,960	266,455	980,590	960,325
医療職(二)	362,184	0	5,575	6,394	10,625	8,204	392,982	381,510
医療職(三)	338,618	0	1,471	5,571	9,574	744	355,978	349,416
合計	378,136	431	7,010	9,906	9,020	4,722	409,225	396,220

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

2 その他は、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、特勤勤務手当等及び寒冷地手当である。

第4表

行政職給料表 学歴別、経験年数別人員及び平均給料月額

学歴 経験年数	人員計	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒	
		人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
1 年未満	人 162	人 147	円 242,575	人 2	円 226,600	人 13	円 211,408
1 年	175	156	245,729			19	217,832
2 年	190	169	249,858	1	242,500	20	222,410
3 年	170	145	253,646			25	227,952
4 年	127	107	261,164	2	247,700	18	235,650
5 年	137	113	265,689	3	253,333	21	240,719
6 年	101	88	269,859	1	258,400	12	245,583
7 年	98	77	274,290	2	265,200	19	249,200
8 年	123	107	280,785	2	268,000	14	253,400
9 年	136	120	291,925	3	272,633	13	259,400
10 年	153	133	299,194	4	280,300	16	263,313
11 年	148	115	306,083	5	291,980	28	269,311
12 年	177	148	312,131	3	298,300	26	277,350
13 年	211	187	317,569	11	304,045	13	285,723
14 年	175	136	326,451	12	308,058	27	292,374
15 年	165	141	342,622	5	311,700	19	301,784
16 年	143	121	351,967	5	323,640	17	304,253
17 年	96	71	359,135	3	344,167	22	311,027
18 年	97	79	368,289	2	331,100	16	317,744
19 年	76	64	371,420	3	345,000	9	321,033
20 年	82	57	381,151	6	365,317	19	333,247
21 年	84	64	386,594	2	346,650	18	346,961
22 年	92	73	391,325	5	371,860	14	349,414
23 年	92	67	397,896	2	385,100	23	361,130
24 年	78	57	400,402	6	388,533	15	370,380
25 年	102	86	413,445	2	392,750	14	368,993
26 年	152	125	413,835	2	394,100	25	384,800
27 年	154	117	415,245	5	388,700	32	392,331
28 年	165	123	422,282	6	398,517	36	393,269
29 年	145	106	426,048	6	404,850	33	398,109
30 年	124	94	428,456	2	402,650	28	399,754
31 年	126	100	430,993	6	398,733	20	400,160
32 年	166	129	433,539	4	405,825	33	403,764
33 年	151	107	438,291	5	399,100	39	406,979
34 年	200	141	436,777	6	409,250	53	412,775
35 年	178	129	443,153	2	408,800	47	414,513
36 年	148	102	447,275	5	408,160	41	414,693
37 年	97	47	435,211	3	417,400	47	418,253
38 年	33			2	424,750	31	421,297
39 年	34			1	420,400	33	418,439
40 年以上	36					36	419,519
合 計	5,299	4,148	348,036	147	349,341	1,004	350,177
平均経験年数	18.7年	17.5 年		21.3 年		23.6 年	

第5表

本県職員と国家公務員との給料比較

令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月
100.1	100.0	100.2

(注) 地方公務員給与実態調査及び国家公務員給与等実態調査の結果に基づき、国の行政職俸給表(一)適用職員に相当する本県職員と国の行政職俸給表(一)適用職員の学歴別、経験年数別による平均給料額をラスパイレ方式によって比較したものであり、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数である。

第6表

扶 養 手 当 の 支 給 状 況

給料表 区 分		行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受 給 者		人 1,685	人 1,642	人 1,600	人 89	人 14	人 44	人 35	人 5,109
職 員 総 数 に 対 す る 受 給 者 の 割 合		% 31.8	% 50.2	% 39.2	% 30.7	% 70.0	% 25.1	% 20.6	% 38.4
受 給 者 1 人 当 た り の 平 均 手 当 額		円 24,590	円 26,697	円 26,171	円 24,354	円 27,571	円 25,432	円 27,057	円 25,790
支 給 区 分 別 扶 養 親 族 の 状 況	扶養親族である子	人 2,753	人 3,099	人 2,773	人 145	人 26	人 78	人 64	人 8,938
	16歳の年度初めから22歳の年度末までの子	1,025	685	1,040	50	7	21	23	2,851
	子以外の扶養親族	81	20	96	5	2	－	－	204

第7表

通勤手当の支給状況

区 分		給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受 給 者 計			3,623 人	2,184 人	3,587 人	258 人	17 人	138 人	122 人	9,929 人
職員総数に対する受給者の割合			68.4 %	66.8 %	87.9 %	89 %	85 %	78.9 %	71.8 %	74.6 %
受給者1人当たりの平均手当額			22,065 円	10,316 円	18,047 円	18,157 円	43,227 円	26,526 円	16,013 円	17,951 円
ア 交通機関等利用			1,094	219	123	14	3	17	11	1,481
イ 自転車のみ利用			409	124	25	3		5	5	571
ウ 自動車以外の原 動機付きの交通用 具利用	2,000円の受給者		10	14						24
	2,300円の受給者		6	6						12
	3,100円の受給者		3	3						6
	3,800円の受給者		1	2	1					4
	4,600円の受給者			2						2
	5,300円の受給者				1					1
		6,100円から38,500円の受給者はいないため省略								
	小 計		20	27	2					49
	高 速 自 動 車 国 道 等 利 用									
計			20	27	2					49
エ 自動車等利用	3,000円の受給者		370	483	600	28	3	21	21	1,526
	4,500円の受給者		289	339	448	25	2	18	22	1,143
	6,100円の受給者		181	218	323	37	1	6	18	784
	7,600円の受給者		121	170	279	41	2	4	4	621
	9,100円の受給者		87	104	192	23		9	6	421
	10,600円の受給者		96	98	210	8		5	2	419
	12,200円の受給者		60	64	156	7		4	5	296
	13,700円の受給者		57	62	108	8		3	2	240
	15,200円の受給者		52	59	125	4		3	2	245
	16,700円の受給者		51	49	94	1		1	1	197
	18,200円の受給者		57	26	87	2		1	1	174
	19,800円の受給者		33	17	67	2		2	2	123
	21,300円の受給者		27	17	62	1		3	1	111
	22,800円の受給者		24	20	47	2				93
	24,300円の受給者		13	11	30	1				55
	25,800円の受給者		16	7	35				2	60
	27,400円の受給者		22	3	42	4				71
	28,900円の受給者		19	5	27	4		1		56
	30,400円の受給者		13	8	33	3		1		58
	34,000円の受給者		33	6	49	4		2	4	98
	37,600円の受給者		21		26	3			3	53
	41,100円の受給者		14		27	2				43
	44,500円の受給者		23		15	2		2		42
	47,700円の受給者		20		8	1		2	1	32
	51,300円の受給者		4		8	1			1	14
	55,000円の受給者		6		9					15
	58,700円の受給者		4		3					7
	62,300円の受給者		2		2					4
	66,000円の受給者		1		1					2
	69,700円の受給者									
	73,300円の受給者									
	77,000円の受給者		3							3
	小 計		1,719	1,766	3,113	214	8	88	98	7,006
	高 速 自 動 車 国 道 等 利 用		139		241	25	5	21	4	435
計			1,858	1,766	3,354	239	13	109	102	7,441
オ 交通機関等と自動車等の併用			242	48	83	2	1	7	4	387
カ ウ、エ及びオのうち駐車場等に係る通勤手当の受給者			382	462	87	2	2	14	24	973
ア及びオのうち新幹線を利用して通勤している職員			573 人	74 人	122 人	2 人	3 人	13 人	4 人	791 人

第8表

住居手当の支給状況

1 職員に係る住居手当

区 分 \ 給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受 給 者 計	人 2,125	人 848	人 1,317	人 126	人 3	人 70	人 62	人 4,551
職員総数に対する 受 給 者 の 割 合	% 40.1	% 25.9	% 32.3	% 43.4	% 15.0	% 40.0	% 36.5	% 34.2
11,000円以下の受給者	—	—	2	—	—	—	—	2
11,100円以上 28,000円未満の受給者	1,009	429	479	57	1	32	28	2,035
28,000円の受給者	1,116	419	836	69	2	38	34	2,514
受給者1人当たり 平均手当額	円 25,979	円 26,114	円 26,717	円 26,183	円 26,400	円 26,563	円 26,252	円 26,236

2 配偶者等の借家・借間等に係る住居手当

区 分 \ 給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受 給 者	人 19	人 18	人 5	人 —	人 —	人 —	人 —	人 42
受給者1人当たり 平 均 手 当 額	円 13,916	円 13,456	円 12,920	円 —	円 —	円 —	円 —	円 13,600

第9表

単身赴任手当の支給状況

給料表 区 分		行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受 給 者 計		人 220	人 282	人 114	人 6	人 1	人 3	人 －	人 626
職 員 総 数 に 対 す る 受 給 者 の 割 合		% 4.2	% 8.6	% 2.8	% 2.1	% 5.0	% 1.7	% －	% 4.7
受 給 者 1 人 当 た り の 平 均 手 当 額		円 37,764	円 34,454	円 36,000	円 37,333	円 40,000	円 39,333	円 －	円 35,958
距 離 別 内 訳	100km未満 (30,000円)	人 39	人 141	人 40	人 1	人 －	人 －	人 －	人 221
	100km以上 150km未満 (38,000円)	115	97	49	3	－	2	－	266
	150km以上 200km未満 (40,000円)	47	37	19	2	1	－	－	106
	200km以上 250km未満 (42,000円)	8	4	4	－	－	1	－	17
	250km以上 300km未満 (44,000円)	5	1	1	－	－	－	－	7
	300km以上 500km未満 (46,000円)	3	－	－	－	－	－	－	3
	500km以上 700km未満 (54,000円)	－	2	－	－	－	－	－	2
	700km以上 900km未満 (62,000円)	2	－	－	－	－	－	－	2
	900km以上1,100km未満 (70,000円)	1	－	1	－	－	－	－	2
	1,100km以上1,300km未満 (76,000円)	－	－	－	－	－	－	－	－
	1,300km以上1,500km未満 (82,000円)	－	－	－	－	－	－	－	－
	1,500km以上2,000km未満 (88,000円)	－	－	－	－	－	－	－	－
	2,000km以上2,500km未満 (94,000円)	－	－	－	－	－	－	－	－
	2,500km以上 (100,000円)	－	－	－	－	－	－	－	－

第10表

適用給料表別平均経験年数、平均年齢、
学歴別人員構成比及び性別人員構成比

項 目 \ 給料表		高等学校 教 育 職	小学校・中学校 教 育 職	事 務 職	医 療 職	計
人 員 (構成比)		38 人 (0.4%)	8,056 人 (93.8%)	432 人 (5.0%)	60 人 (0.7%)	8,586 人 (100.0%)
平 均 経 験 年 数		23.9 年	20.5 年	23.3 年	21.3 年	20.6 年
平 均 年 齢		46.5 歳	43.4 歳	42.0 歳	42.2 歳	43.3 歳
学 歴 別 人 員 構 成 比	大 学 卒	92.1 %	95.1 %	— %	1.7 %	89.6 %
	短 大 卒	7.9	4.9	—	98.3	5.3
	高 校 卒	—	0.0	100.0	—	5.1
	中 学 卒	—	—	—	—	—
性 別 人 員 構 成 比	男 性	34.2	42.0	31.3	5.0	41.1
	女 性	65.8	58.0	68.8	95.0	58.9

第11表

市町村立学校職員給料表別平均給与月額の様況

(福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員)

項目 給料表	令和8年4月1日現在							令和7年 4月1日現在
	給料	地域手当	管理職 手当	扶養手当	住居手当	その他	合計 (給与月額)	給与月額
高等学校 教職	円 435,548	円 0	円 4,476	円 5,487	円 4,437	円 4,134	円 454,082	円 450,285
小学校・ 中学校教職	403,487	9	6,695	7,401	7,501	9,343	434,436	421,558
事務職	344,200	0	0	6,422	7,775	3,823	362,220	347,542
医療職	342,862	0	0	9,500	4,140	5,900	362,402	350,195
合計	400,223	8	6,301	7,358	7,478	9,018	430,386	417,492

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
2 その他は、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、へき地手当等及び寒冷地手当である。
3 高等学校教職給料表は市立特別支援学校の教育職員が、医療職給料表は学校栄養職員が適用を受けている。

第12表

扶 養 手 当 の 支 給 状 況

区 分 \ 給料表		高等学校 教 育 職	小学校・中学校 教 育 職	事 務 職	医 療 職	計
受 給 者		人 10	人 2,349	人 118	人 19	人 2,496
職員総数に対する受給者の割合		% 26.3	% 29.2	% 27.3	% 31.7	% 29.1
受給者1人当たりの平均手当額		円 20,850	円 25,383	円 23,513	円 30,000	円 25,312
支給区分別扶養親族の状況	扶養親族である子	人 14	人 3,909	人 173	人 40	人 4,136
	16歳の年度初めから22歳の 年度末までの子	4	1,577	83	10	1,674
	子以外の扶養親族	1	142	17	—	160

第13表

通 勤 手 当 の 支 給 状 況

区 分		給料表	高等学校 教 育 職	小学校・中学校 教 育 職	事 務 職	医 療 職	計
受 給 者 計			35 人	7,260 人	382 人	50 人	7,727 人
職 員 総 数 に 対 す る 受 給 者 の 割 合			92.1 %	90.1 %	88.4 %	83.3 %	90 %
受 給 者 1 人 当 た り の 平 均 手 当 額			6,060 円	10,322 円	10,153 円	11,764 円	10,304 円
ア 交通機関等利用				17	2		19
イ 自転車のみ利用				15	1		16
ウ 自動車以外の原 動機付きの交通用 具利用	ウの受給者はいないため記載を省略						
エ 自動車等利用	3,000 円の受給者	10	1,083	45	5	1,143	
	4,500 円の受給者	8	1,154	56	6	1,224	
	6,100 円の受給者	11	959	54	5	1,029	
	7,600 円の受給者	1	751	47	5	804	
	9,100 円の受給者	1	631	38	1	671	
	10,600 円の受給者	1	515	37	7	560	
	12,200 円の受給者		390	21	5	416	
	13,700 円の受給者	1	296	12	2	311	
	15,200 円の受給者		284	15	7	306	
	16,700 円の受給者	1	265	12	1	279	
	18,200 円の受給者		158	12	3	173	
	19,800 円の受給者		144	5	1	150	
	21,300 円の受給者	1	103	8		112	
	22,800 円の受給者		85	3		88	
	24,300 円の受給者		55	1	1	57	
	25,800 円の受給者		55	3		58	
	27,400 円の受給者		41	2		43	
	28,900 円の受給者		47	1		48	
	30,400 円の受給者		24	1		25	
	34,000 円の受給者		41			41	
	37,600 円の受給者		37	1		38	
	41,100 円の受給者		18	1		19	
	44,500 円の受給者		10			10	
	47,700 円の受給者		4			4	
	51,300 円の受給者						
	55,000 円の受給者		1			1	
	58,700 円の受給者		2			2	
	62,300 円の受給者						
	66,000 円の受給者						
	69,700 円の受給者						
	73,300 円の受給者						
	77,000 円の受給者		1			1	
	小 計	35	7,154	375	49	7,613	
	高 速 自 動 車 国 道 等 利 用		59	3	1	63	
	計	35	7,213	378	50	7,676	
オ 交通機関等と自動車等の併用			15	1		16	
カ ウ、エ及びオのうち駐車場等に係る通勤手当の受給者			14			14	
ア及びオのうち新幹線を利用して通勤している職員		人	9 人	人	人	9 人	

第14表

住 居 手 当 の 支 給 状 況

1 職員に係る住居手当

区 分 \ 給料表	高等学校 教 育 職	小学校・中学校 教 育 職	事 務 職	医 療 職	計
受 給 者 計	7人	2,274人	128人	11人	2,420人
職員総数に対する受給者の割合	18.4%	28.2%	29.6%	18.3%	28.2%
11,000円以下の受給者	－	15	－	1	16
11,100円以上 28,000円未満の受給者	4	855	65	7	931
28,000円の受給者	3	1,404	63	3	1,473
受給者1人当たりの平均手当額	24,086円	26,557円	26,241円	22,582円	26,515円

2 配偶者等の借家・借間等に係る住居手当

区 分 \ 給料表	高等学校 教 育 職	小学校・中学校 教 育 職	事 務 職	医 療 職	計
受 給 者	－人	3人	－人	－人	3人
受給者1人当たりの平均手当額	－円	14,000円	－円	－円	14,000円

第15表

単身赴任手当の支給状況

区 分		給料表	高等学校 教 育 職	小学校・中学校 教 育 職	事 務 職	医 療 職	計
受 給 者 計			人	人	人	人	人
			—	101	1	—	102
職員総数に対する受給者の割合			%	%	%	%	%
			—	1.3	0.2	—	1.2
受給者1人当たりの平均手当額			円	円	円	円	円
			—	35,743	30,000	—	35,686
距 離 別 内 訳	100 km未満 (30,000 円)		人	人	人	人	人
			—	39	1	—	40
	100 km以上 150 km未満 (38,000 円)		—	44	—	—	44
	150 km以上 200 km未満 (40,000 円)		—	11	—	—	11
	200 km以上 250 km未満 (42,000 円)		—	4	—	—	4
	250 km以上 300 km未満 (44,000 円)		—	1	—	—	1
	300 km以上 500 km未満 (46,000 円)		—	1	—	—	1
	500 km以上 700 km未満 (54,000 円)		—	—	—	—	—
	700 km以上 900 km未満 (62,000 円)		—	—	—	—	—
	900 km以上 1,100 km未満 (70,000 円)		—	1	—	—	1
	1,100 km以上 1,300 km未満 (76,000 円)		—	—	—	—	—
	1,300 km以上 1,500 km未満 (82,000 円)		—	—	—	—	—
	1,500 km以上 2,000 km未満 (88,000 円)		—	—	—	—	—
	2,000 km以上 2,500 km未満 (94,000 円)		—	—	—	—	—
	2,500 km以上 (100,000 円)		—	—	—	—	—

2 民間の給与等

（職種別民間給与実態調査の結果）
（令和8年4月現在）

令和 8 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調 査 の 目 的

この調査は、本県職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

2 調査の内容等

(1) 調査の内容

- ア 令和 7 年 8 月から令和 8 年 7 月までの特別給の支給実績
- イ 民間企業における給与改定の状況等
- ウ 令和 8 年 4 月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- エ 令和 8 年 4 月分の初任給の状況

(2) 調査期間

令和 8 年 4 月 22 日(水)～令和 8 年 6 月 16 日(火)

3 調 査 機 関

福島県人事委員会、人事院及び各都道府県等人事委員会

4 調査の範囲等

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 687 事業所

(2) 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により 14 層に層化し、これらの層から 138 事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完結事業所数は、第 16 表のとおりである。

(3) 調査対象従業員

雇用期間の定めのない従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(4) 集 計

ア 調査実人員は、行政職相当職種が 4,965 人（初任給関係 310 人、初任給関係以外 4,655 人）であり、その他の職種が 512 人（初任給関係 10 人、初任給関係以外 502 人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は 35,594 人であり、このうち、行政職相当職種は 26,794 人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第16表

産業別、企業規模別調査事業所数

産 業 \ 企業規模	規 模 計	1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満
産 業 計	115	31	21	63
農 業、林 業、漁 業	－	－	－	－
鉱 業、採石業、砂利採取業、 建 設 業	5	－	－	5
製 造 業	73	17	15	41
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	17	8	1	8
卸 売 業、小 売 業	3	－	－	3
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、物 品 賃 貸 借 業	2	1	－	1
教育、学習支援業、医療、福祉、 サ ー ビ ス 業	15	5	5	5

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が21所あった。
- 2 調査対象事業所138所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた136所に占める調査完了事業所115所の割合（調査完了率）は、84.6%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第17表

職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位：円)

職 種 \ 区 分			企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	250,962	257,112	230,953
		短大卒	188,681	189,200	188,491
		高校卒	202,629	208,070	184,630
	新卒技術者	大学卒	253,741	266,304	248,162
		短大卒	210,996	214,769	202,347
		高校卒	201,469	204,704	195,165
	新卒事務員・技術者計	大学卒	252,517	260,217	244,529
		短大卒	203,051	210,283	194,432
		高校卒	201,788	205,735	192,989

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 調査人員が極端に少ない場合等は、掲載を省略した。

第18表

職 種 別 平 均 給 与 額 等

企業規模計

職 種 名		調 査 実人数	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			職種の定義
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 8	歳 54.7	円 652,475	円 37,820	円 614,655	{ 構成員50人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	58.0	1,015,620	720	1,014,900	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	6	53.8	553,009	47,982	505,027	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	13	52.3	719,490	0	719,490	{ 構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	5	55.8	774,205	0	774,205	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	8	50.3	687,044	0	687,044	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	116	53.6	677,300	4,603	672,697	{ 2 課以上又は構成員20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	64	53.3	730,639	1,999	728,640	
	短 大 卒	16	54.5	650,444	14,508	635,936	
	高 校 卒	36	53.8	598,678	4,613	594,065	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	127	51.8	710,497	9,367	701,130	同 上
	大 学 卒	69	50.2	755,150	12,425	742,725	
	短 大 卒	13	53.9	599,657	0	599,657	
	高 校 卒	44	53.4	685,346	8,354	676,992	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	

(注) Xの欄は、調査実人員が1人のため、掲載していない。(以下同じ。)

職 種 名		調 査 実人数	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			職種の定義
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	{ 前記部長に事故等のあ るときの職務代行者 職能資格等が上記部の 次長と同等と認められ る部の次長及び部次長 級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	30	52.9	494,676	10,905	483,771	
	短 大 卒	19	53.3	540,361	27	540,334	
	高 校 卒	3	51.5	412,939	0	412,939	
	中 学 卒	8	52.6	429,923	38,313	391,610	
	技 術 部 次 長	－	－	－	－	－	同 上
	大 学 卒	19	50.3	611,287	19	611,268	
	短 大 卒	15	50.5	625,995	24	625,971	
	高 校 卒	－	－	－	－	－	
	中 学 卒	4	49.8	561,933	0	561,933	
	事 務 課 長	－	－	－	－	－	{ 2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	大 学 卒	231	50.7	573,354	28,177	545,177	
	短 大 卒	106	49.3	566,459	24,254	542,205	
	高 校 卒	38	51.6	619,271	58,575	560,696	
	中 学 卒	86	51.9	567,782	21,933	545,849	
	技 術 課 長	X	X	X	X	X	同 上
	大 学 卒	296	49.2	609,007	29,034	579,973	
	短 大 卒	135	47.5	628,967	11,736	617,231	
	高 校 卒	27	49.0	586,625	45,452	541,173	
	中 学 卒	134	50.9	594,354	42,322	552,032	
		－	－	－	－	－	

(注) 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。

職 種 名		調 査 実人数	平均 年齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			職種の定義
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 56	歳 50.5	円 493,349	円 35,801	円 457,548	{ 前記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人 以上を有する者 職能資格等が上記課長 代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理 級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	27	50.5	535,276	21,171	514,105	
	短 大 卒	10	49.5	542,143	70,073	472,070	
	高 校 卒	19	51.0	413,600	38,584	375,016	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技術課長代理	56	50.6	617,278	39,016	578,262	同 上
	大 学 卒	26	48.1	633,366	45,705	587,661	
	短 大 卒	9	51.5	603,757	18,576	585,181	
	高 校 卒	21	53.1	605,304	40,468	564,836	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	295	47.2	465,757	67,506	398,251	{ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	115	44.7	485,444	66,022	419,422	
	短 大 卒	68	47.6	475,723	86,674	389,049	
	高 校 卒	110	49.6	439,941	57,450	382,491	
	中 学 卒	2	48	444,121	76,953	367,168	
	技術係長	436	44.6	545,139	89,931	455,208	同 上
	大 学 卒	207	42.3	563,921	92,959	470,962	
	短 大 卒	52	46.5	533,614	94,681	438,933	
	高 校 卒	176	46.7	526,773	85,464	441,309	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	

(注) 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。

職 種 名		調 査 実人数	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			職種の定義
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人 241	歳 45.3	円 411,511	円 57,976	円 353,535	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	93	41.2	422,120	65,424	356,696	
	短 大 卒	49	46.0	394,231	55,017	339,214	
	高 校 卒	97	49.3	407,249	50,718	356,531	
	中 学 卒	2	41.2	513,608	113,110	400,498	
	技 術 主 任	218	43.1	503,392	73,736	429,656	
	大 学 卒	105	39.7	525,541	76,528	449,013	
	短 大 卒	17	45.5	518,611	73,396	445,215	
	高 校 卒	95	46.9	478,524	70,741	407,783	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	事 務 係 員	1,018	40.1	324,298	29,820	294,478	
	大 学 卒	367	37.0	341,496	34,598	306,898	
	短 大 卒	172	42.4	310,719	23,610	287,109	
	高 校 卒	477	41.6	316,069	28,272	287,797	
	中 学 卒	2	54.2	350,038	87,580	262,458	
	技 術 係 員	1,495	38.1	403,310	56,428	346,882	
	大 学 卒	650	35.5	426,650	67,042	359,608	
	短 大 卒	165	39.6	392,996	48,253	344,743	
	高 校 卒	678	40.5	380,620	46,894	333,726	
	中 学 卒	2	44.3	383,607	68,908	314,699	

(注) 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

第19表

職員給与と民間給与との比較における対応関係

行 政 職 給 料 表	企 業 規 模 500 人 以 上 の 事 業 所	企業規模100人以上 500人未満の事業所
10級及び9級	支 店 長 工 場 長 部 長 部 次 長	
8 級	課 長	支 店 長 工 場 長 部 長 部 次 長
7 級		
6 級	課 長 代 理	課 長
5 級		
4 級	係 長	課 長 代 理
3 級		係 長
2 級	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員

- (注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。
- 2 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、①部長と課長の間に位置付けられる従業員、②課長と係長の間に位置付けられる従業員、③係長と係員の間に位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任に含めている。

第20表

民間における住宅手当の支給状況

(単位：％)

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	56.1
支 給 し な い	43.9
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	40,000円以上 41,000円未満

第21表

民間における国内異動に係る手当等の支給状況

1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

(単位：％)

転勤に伴い 手当等を支給 する	支 給 方 法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
87.9	77.3	55.4	12.1

- (注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

(単位：％)

帰宅費用を 支給する							帰宅費用を 支給しない
	年間支給回数						
	1 ～ 11回	12回	13 ～ 23回	24回	25回以上	平均	
80.3	(4.9)	(50.0)	(15.2)	(26.0)	(3.9)	17.2	19.7

- (注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。
2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合である。

第22表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
56.4 %	43.6 %	47.1 %	52.9 %	48.6 %	51.4 %

第23表

民間における定年制の状況等

1 定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
98.2 %	73.3 %	25.0 %	1.8 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級	72.1 %	37.1 %	27.9 %
非 管 理 職	76.6	38.2	23.4

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（3において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

3 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
74.1 %	78.0 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生 計 費

第24表

福島市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和8年4月)

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	28,800	51,600	63,840	76,080	88,330
住 居 関 係 費	50,630	65,600	56,570	47,550	38,530
被 服 ・ 履 物 費	4,280	4,730	6,610	8,480	10,360
雑 費 I	25,670	32,140	44,540	56,940	69,340
雑 費 II	15,640	30,170	35,270	40,370	45,470
計	125,020	184,240	206,830	229,420	252,030

標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和8年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。なお、家計調査における福島市の勤労者世帯の集計世帯数は、46世帯である。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

- 食 料 費 …… 食料
- 住 居 関 係 費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被 服 ・ 履 物 費 …… 被服及び履物
- 雑 費 I …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑 費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」（福島市・勤労者世帯）における令和8年4月の費目別平均支出金額（日数を365／12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院が算定した全国の費目別標準生計費を本県に置き換える方式で算定した。

4 労働経済指標の動き

第25表

労 働 経

年 月				令和7年 4 月	5 月	6 月	7 月
項 目							
賃 金	①きまって支給する給与 (調査産業計)	全 国	金額 (千円)	324.0	321.4	324.3	325.0
			前年同月比 (%)	2.3	2.0	2.3	2.4
		福 島 県	金額 (千円)	279.8	276.5	279.5	281.0
			前年同月比 (%)	3.0	2.9	1.5	2.4
	②所定内給与 (調査産業計)	全 国	金額 (千円)	298.4	296.9	299.8	299.5
			前年同月比 (%)	2.4	2.1	2.3	2.2
		福 島 県	金額 (千円)	259.7	256.9	260.2	261.9
			前年同月比 (%)	3.3	2.8	1.6	3.1
	③所定外給与 (調査産業計)	全 国	金額 (千円)	25.6	24.5	24.6	25.4
			前年同月比 (%)	1.4	1.2	1.1	3.4
		福 島 県	金額 (千円)	20.0	19.7	19.3	19.1
			前年同月比 (%)	△ 1.7	5.0	0.3	△ 5.7
労 働 時 間	④総実労働時間数 (調査産業計)	全 国	時間数 (時間)	145.4	140.5	145.2	148.8
		福 島 県	時間数 (時間)	149.0	141.8	149.2	151.2
	⑤所定外労働時間数 (調査産業計)	全 国	時間数 (時間)	12.0	11.3	11.3	11.6
		福 島 県	時間数 (時間)	10.0	9.4	9.6	9.6
消 費 支 出	⑥二人以上の世帯	全 国	金額 (千円)	325.7	316.1	295.4	305.7
			前年同月比 (%)	4.0	8.9	5.2	5.1
		福 島 市	金額 (千円)	325.7	376.4	294.0	310.3
			前年同月比 (%)	12.4	33.8	13.8	22.3
	⑦二人以上の世帯のうち 勤労者世帯	全 国	金額 (千円)	363.2	351.5	323.2	338.9
			前年同月比 (%)	5.3	10.3	7.7	8.4
		福 島 市	金額 (千円)	381.4	389.8	316.6	347.7
			前年同月比 (%)	21.4	19.8	12.4	25.4
物 価	⑧消費者物価指数	全 国	前年同月比 (%)	3.6	3.5	3.3	3.1
		福 島 市	前年同月比 (%)	3.1	3.1	2.6	2.7
	⑨国内企業物価指数	全 国	前年同月比 (%)	3.9	3.1	2.8	2.5
雇 用	⑩常用雇用指数 (調査産業計)	全 国	前年同月比 (%)	1.1	1.1	1.0	1.0
		福 島 県	前年同月比 (%)	0.1	0.0	0.0	△ 0.8
	⑪有効求人倍率 (季節調整値)	全 国	倍 率 (倍)	1.25	1.23	1.22	1.22
		福 島 県	倍 率 (倍)	1.29	1.28	1.28	1.27
	⑫新規求人倍率 (季節調整値)	全 国	倍 率 (倍)	2.26	2.18	2.18	2.18
		福 島 県	倍 率 (倍)	1.95	1.92	1.98	2.00

(資料出所) ①②③④⑤⑩⑪⑫：厚生労働省（毎月勤労統計調査等）、⑥⑦⑧：総務省（家計調査等）、⑨：日本銀行

標 指 濟

8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月
322.5	323.9	328.2	326.7	327.3	324.3	325.7	329.3	336.7
2.0	2.3	2.8	2.2	2.3	3.3	3.8	4.1	4.0
274.6	274.4	282.1	279.8	278.8	296.3	295.0	296.5	303.8
0.7	0.7	1.8	1.3	1.6	7.9	8.7	8.7	8.6
297.8	299.6	302.0	300.3	301.4	299.2	300.0	303.3	309.5
2.2	2.4	2.9	2.2	2.4	3.2	3.8	3.9	3.7
256.2	255.4	261.8	259.7	258.7	274.3	273.0	273.5	280.9
1.2	1.1	2.3	1.6	1.9	7.3	8.6	8.3	8.2
24.6	24.3	26.2	26.4	25.9	25.1	25.6	26.1	27.2
0.5	1.2	2.9	1.5	1.3	3.8	4.9	5.3	6.5
18.4	19.0	20.3	20.2	20.1	22.0	22.0	23.0	22.9
△ 5.1	△ 4.0	△ 4.0	△ 1.8	△ 1.4	15.8	10.1	14.9	14.1
135.2	139.9	147.7	140.8	140.4	135.3	134.9	140.1	146.8
137.7	143.7	149.8	145.2	145.7	138.3	140.3	144.8	151.5
10.6	11.4	12.1	11.8	11.6	11.3	11.4	12.0	12.2
9.2	9.5	10.0	9.9	10.0	10.2	10.2	11.2	11.0
314.0	303.2	306.9	314.2	351.5	307.6	289.4	334.7	329.0
5.5	5.3	0.3	6.3	△ 0.3	0.7	△ 0.4	△ 1.3	1.0
349.0	307.6	318.2	348.2	370.6	308.1	303.1	324.0	327.4
20.8	10.1	△ 7.6	4.1	16.7	5.7	△ 13.9	11.9	0.5
347.3	339.8	339.0	350.3	374.1	334.8	319.8	374.9	364.8
9.0	10.2	3.5	10.7	△ 1.3	1.0	1.9	△ 2.1	0.4
362.5	323.9	334.8	420.0	412.4	355.7	338.3	352.4	364.4
21.8	17.7	12.0	5.5	21.0	8.8	△ 18.6	14.1	△ 4.5
2.7	2.9	3.0	2.9	2.1	1.5	1.3	1.5	1.4
2.4	2.9	2.9	3.0	2.2	1.8	1.3	1.1	1.1
2.6	2.8	2.7	2.7	2.4	2.4	2.1	2.8	5.3
0.9	0.9	0.7	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.6
0.1	0.1	△ 1.4	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.8	0.0
1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18
1.25	1.25	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.20	1.22
2.15	2.13	2.12	2.14	2.14	2.11	2.10	2.15	2.11
1.95	1.96	1.96	1.93	1.82	1.89	1.89	1.98	1.94

5 人事院の報告及び勧告

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
 - 【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
 - ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
 - 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
 - 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
 - 例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
 - ※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
 - 広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
 - 高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

▶ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

▶ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

【参考資料】

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務(本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格)

課題認識

激しい人材獲得競争が続く中、労働市場で高い競争力を有する人材の確保・定着には、職務内容の困難さ・責任の重さに見合った処遇が必要

- ▶ 「本府省幹部職員等」(次官級～課長級)について、他の職員に先行し、給与、任用及び勤務時間制度を一体的に見直し、実力本位の人事制度へ

※ 「本府省幹部職員等」以外の職員も、年齢にかかわらず、能力・実績がより反映され、職務上の役割等が反映された処遇となるよう、今後も制度の見直し

人事制度見直しの骨格 (令和9年夏に具体的な内容を報告)

1 職務・職責をより重視した給与体系

- ▶ 本府省幹部職員等のポストを対象とする俸給表を新設し、各ポストの職務・職責に応じて俸給月額を決定
- ▶ 人材獲得競争で見劣りしない給与水準に

※ 地方の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与措置等も併せて検討

【給与の構成等】

俸給 + 手当(業績等手当、通勤手当、転勤手当を基本に)

- 業績等手当(ボーナス)[新設](年2回支給)
人事評価結果に基づき支給する「業績相当分」(優秀な者に支給)と、一時的な職務・職責の高まりに応じて支給する「職責相当分」で構成

● 転勤手当[新設]

転勤関連手当を再編・統合 ※ 新制度の対象ポスト以外も対象

2 能力・実績に応じた人事運用の更なる徹底

- ▶ 能力・実績に基づいて適任者を登用・抜てきするとともに、その後の勤務実績を通じて能力を的確に見極められるよう見直し
- ▶ 昇任後にその能力が十分でないと判断された場合には、昇任前の役職段階に改善措置なしで戻せるスキームに

【見直し後の昇任時の見極めスキーム(特別評価)】

【現行】2段階

可
不可

改善措置を行ったにもかかわらず改善されない場合に降任可能

【新制度】3段階

可
見極めが必要
不可

条件付昇任期間を延長し、再度評価
改善措置なしで降任可能

3 勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度

- ▶ 民間企業の管理監督者と同様に、必要な判断をより適時適切に行うことができるよう、勤務時間にとらわれない働き方ができるスキームの導入を検討

【参考資料】

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて



2. 働きやすさと成長が両立する公務

転勤の経済的負担の軽減

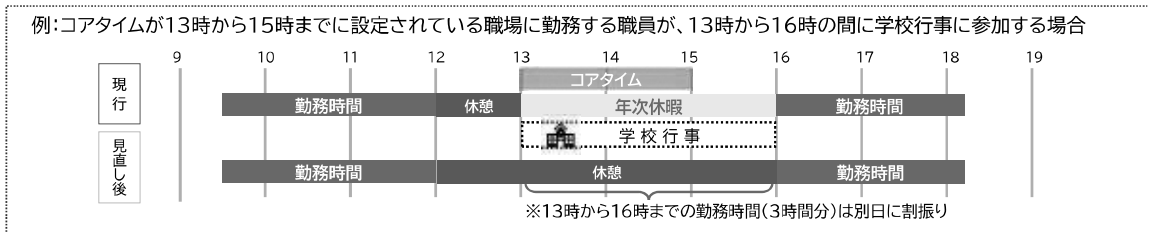
- ・ 単身赴任者であるか否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行った職員を対象とする手当を新設
- ・ 60km以上の転勤を行った職員を対象とする広域異動手当の支給割合を引上げ
- ・ 不便な地に所在する官署に転居を伴う転勤を行った職員を対象とする特地勤務手当に準ずる手当の支給対象を拡大
- ・ 今後、転勤に関する手当を再編・統合して総合的な手当を新設し、給与上のインセンティブ向上を目指す

働きやすい環境の整備

- ・ 特に月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けて、伴走支援の対象府省を拡大
- ・ 臨時調査の機動的な実施を始めとする調査・指導を強化

柔軟な働き方の推進

- ・ 個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進するため、全ての職員が事由を問わず年7日取得できる無給休暇を新設
- ・ フレックスタイム制について、1日の最短勤務時間を見直すとともに、コアタイムを設定しないことも可能に



【参考資料】

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて



2. 働きやすさと成長が両立する公務

「成長できる職場」の整備

- ・ 「スキル一覧」を活用し、研修体系の見直しを進めていくとともに、職員の主体的な学びを促進
- ・ 各府省独自のスキルマップ作成を支援するなど、「スキル一覧」が各府省においても幅広く活用されるよう取組を推進

▼「スキル一覧」イメージ(記載されたスキルは例示)

	業務スキル	対人スキル	概念化スキル
スキルセット カテゴリー	各組織・各分野・各業務ごとに求められるスキル		
	社会人スキル タイムマネジメント 読解力 コミュニケーション力 など	業務スキル 資料作成力 マルチタスク 法令・制度理解 など	対人関係スキル ファシリテーション力 ネットワーク形成力 プレゼンテーション力 など
マインドセット カテゴリー	マネジメントスキル リーダーシップ 傾聴力 コーチング力 など	課題解決スキル 国際的視野 論理的思考力 課題発見・設定力 など	将来構想スキル 多角的視点 プロジェクト管理力 意思決定力 など
	変化の時代に求められるマインドセット 学び続ける姿勢 AIデジタル活用志向 イノベーション創出 など		
	普遍的に求められるマインドセット 誠実さ 公共性 使命感 国家公務員行動規範 など		

※ スキルセットカテゴリー：特定の役割や業務を遂行するために必要なスキル
マインドセットカテゴリー：スキルの獲得・発揮の前提となる姿勢等

【参考資料】

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて



3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

採用試験等の見直し

- ・ 海外の大学等の学生も含め、利便性向上・受験機会拡大が期待できるCBT方式(オンライン試験)を、令和9年度の経験者採用試験の基礎能力試験に導入。導入結果等を踏まえ、令和10年秋の総合職試験(教養区分)、令和11年春の総合職試験全区分の基礎能力試験への導入を目指す
- ・ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大

専門人材等の採用の推進

- ・ アルムナイ人材を含む専門人材等を柔軟に採用できる仕組みの運用等を支援
- ・ 専門人材等の情報を集約した「人材プール」を令和8年度中に整備し、各府省と採用候補者との効率的なマッチングを実現

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進

- ・ ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」を柱として、各府省と連携して国家公務員の仕事や魅力に関する情報を集約するプラットフォームを構築し、戦略的に発信

国家公務員行動規範の更なる浸透

- ・ 職員の行動指針となる行動規範の啓発活動とインナーブランディングを連携させることで、職員一人一人のやりがいを高め、公務内からも公務の魅力を向上

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断